

訪 問 看 護 重 要 事 項 説 明 書

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	ブライト・ライフ株式会社 法人番号 0400-01-095229
代 表 者 名	中村 真也
所在地・連絡先	(住所) 〒270-0157 千葉県流山市平和台4丁目・294-1・2 階 (電話) 04-7157-3957 (FAX) 04-7157-0116

2. 事業所の概要

①事業所名称及び事業所番号

事 業 所 名	ブライト・ライフ訪問看護 野田
所在地・連絡先	(住所) 〒278-0043 千葉県野田市清水 367-12 (電話) 04-7128-7845 (FAX) 04-7128-7846
事業所番号	12-62090165
管理者の氏名	志賀 晶憲

② 営業（診療）日

営業（診療）日	営業（診療）時間
平日	08：30～17：30
土・祝日	08：30～17：30

休業日	日曜日・年末年始 (12月30日～1月3日)
-----	---------------------------

③事業の実施地域

事業の実施地域	・ 野田市 全域 ・ 実施地域外の方は応相談
---------	--

④ 事業所の職員体制

管理者 1 名 配置

看護師 1.5 名以上 配置

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務員に関しては必要に応じて配置します。

●職務内容

管理者・・・従業員の管理及び訪問看護の御利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。又、従業員に運営に関する基準を遵守させる為に必要な指揮命令、技術指導などサービス内容の管理を行います。

看護職員・・・訪問看護サービスの実施を行います。

3. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護申請に基づき、決定の通知をし、サービスを開始いたします。

(2) 訪問看護指示書

主治医からの訪問看護指示書は、サービスを受けるために必ず必要な書類です。1通につき指示期間は1～6ヶ月ですので、期間を過ぎましたら改めて交付を受けてください。

なお、急性増悪で特別指示書が必要となった場合は、各医療保険の自己負担割合の額を医療機関にお支払ください。

(3) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにご連絡ください。

② 当訪問看護ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員の確保が出来ないなどの事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が3ヶ月以上の入院及び介護保険施設に入所した場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合
- ・主治医より、訪問看護及び予防訪問看護必要とみなされなくなった場合
- ・訪問可能な地域外の転居

④ その他

- ・当訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様やご家族等が当訪問看護ステーションのサービス従業者に対して継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただきます。

4. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリ治療を行います。

- ① サービスの提供にあたっては、お客様の主治医の訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って「訪問看護計画書」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- ② サービスの内容や提供方法等の変更を希望される場合はその変更が居宅サービス計(ケアプラン)の範囲内で可能なときは、主治医に相談のうえ、「訪問看護計画書」の変更等の対応を行います。

5. サービス利用料

①介護保険の場合

- ・当ステーションの地域は1単位 10.42 円となります。

介護、予防介護訪問看護の各料金に関しては、別表「料金一覧表」をご参照ください。

②医療保険の場合

- ・医療訪問看護の各料金に関しては、別表「料金一覧表」をご参照ください。

6. サービス利用料金のお支払い

料金は月末にまとめ、翌月の15日前後の訪問時に請求書を持参または郵送します。料金の支払いは口座からの引き落としとさせていただきます。予めご指定いただいた口座より毎月27日に前月分のご利用料金をお引き落としいたします。

引き落とし確認後、領収書を発行いたします。

※口座をお持ちでない方は振込み又は現金回収とさせていただきます。

※なお、医療保険での利用料は医療費控除の対象となっております。

領収書の再発行は致しかねますので、紛失されないようご注意ください。

7. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

お客様の心身の機能の維持回復を目指すとともに、可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① お客様の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や要介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的に行うものとします。
- ② 自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問看護の提供に当たっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、お客様の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- ④ 訪問看護の提供に当たっては、親切丁寧を行うことを旨とし、お客様又はその家族に対し、生活上の必要な事項について、理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑤ 訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行います。
- ⑥ 常にお客様の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、お客様又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

(3) その他

事項	内容
訪問看護計画の作成 及び 事後評価	看護師が、お客様の直面している課題等を評価し、主治医の指示及びお客様の希望を踏まえて、訪問看護計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、実施しています。

8. サービス提供のキャンセル・苦情等に関する相談窓口

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日までに御連絡下さい。
御連絡がない場合には、利用料自己負担部分の 100%を介護支援専門員に相談・了承の上、自費請求させていただきます。

(2) サービス提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等につきましては、担当看護師か下記の責任者が窓口となり対応しますので御連絡下さい。

連絡先 責任者：志賀 晶憲

電話番号：04-7128-7845

(3) 当事業所以外にも市区町村、公的機関にて苦情申立等を行うことができます。

苦情相談窓口

当事業所お客様相談 窓口	窓口責任者：志賀 晶憲 ご利用時間：営業日 8:30～17:30 ご利用方法 電話(04-7128-7845)
	その他苦情相談窓口 ・野田市 高齢者支援課 TEL:04-7123-1092 ・千葉県国民健康保険団体連合会 TEL:043-254-7318 ・流山市 介護支援課 TEL:04-7150-6531 ・松戸市 介護保険課 TEL:047-366-7370 ・柏市 介護保険課 TEL:047-167-1135